

外国籍のお客さまの郵送口座開設時提出書類について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では外国籍のお客さまのご本人さま確認は、必ず「在留カード/特別永住者証明書」をもって行うこととしております。

郵送での口座開設のお申し込みにあたっては、下記のとおり、「在留カードまたは特別永住者証明書」のコピーに加え、在留資格に応じた確認書類をご提出ください。お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

また、口座開設後の在留資格の変更や在留期限の到来、在留終了によるご帰国の際は、当行へご連絡いただき、更新後の在留カードのご提示や不要となる口座のご解約など、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、場合によってはご希望にそえないこともございますので、あらかじめご了承ください。

◆ 口座開設にあたりご準備いただく確認書類および申込書記入について

証明書類はいずれも有効期限内のもの、有効期限のないものは発行日から3ヵ月以内であること（在留カードは、在留期間満了日まで3ヵ月超あるもの）が必要です。

